

○越前市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例

平成17年10月1日

条例第103号

改正 平成25年3月29日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、重症心身障害児(者)(以下「障害児(者)」という。)に対し、重症心身障害児(者)福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、障害児(者)の福祉増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害児(者)」とは、次の各号のいずれかに該当する者で、本市に居住するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又はその保護者が交付を受けた者(以下「身体障害者手帳所持者」という。)で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)に定める等級が3級以上に該当し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において規則で定める障害の程度と判定されたもの
- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において規則で定める障害の程度と判定された者
- (3) 身体障害者手帳所持者で、省令別表に定める等級が2級以上に該当するもの

(受給者)

第3条 本市は、本市に居住する障害児(者)と同居して、これを介護し、かつ、生計を維持する者に手当を支給する。ただし、前条第3号に該当する者のうち、成年被後見人でない20歳以上の者については、当該障害者に手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず障害児(者)が、次の各号のいずれかに該当するとき

は、手当を支給しない。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第1種社会福祉事業の施設(重症心身障害児又は進行性筋萎縮症者を入所させ、必要な治療、訓練及び生活指導を行う独立行政法人国立病院機構に属する医療施設を含む。)に入所しているとき。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。)第3条に規定する特別児童扶養手当、同法第17条に規定する障害児福祉手当又は同法第26条の2に規定する特別障害者手当を受けられるとき。
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条に規定する福祉手当を受けられるとき。
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第11条各号に規定する給付を受けられるとき。

(平25条例4・一部改正)

(手当の額)

第4条 手当の額は、障害児(者)1人につき、月額3,000円とする。

(申請及び認定)

第5条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)が手当を受けようとするときは、受給申請をし、市長の認定を受けなければならない。

(支給期間及び支払時期)

第6条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による申請をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年3月及び9月の2期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期に支払うべきであった手当又は支給事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期でない月であっても支払うものとする。

(支給の制限及び停止)

第7条 市長は、受給者が、特児法第20条又は第21条に該当するときは、その年の8月から翌年の7月までの手当の支給を制限する。

2 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の全部又は一部を停止

することができる。

(1) 正当な理由がなく第10条に規定する命令に従わないとき。

(2) 受給資格者が当該障害児(者)の介護を著しく怠っているとき。

(受給権の消滅)

第8条 受給権は、障害者が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 本市に居住しなくなったとき。

(4) 第3条第2項各号に該当するようになったとき。

(手当の返還)

第9条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段をもって手当の支給を受けたときは、その者に対して既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、受給資格者に対して受給資格の有無のために必要な事項に関する書類その他を提出させ、又はこれらの事項に関し調査をすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市重症心身障害児(者)福祉手当支給条例(昭和44年武生市条例第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。